

10-1：災害時における支援協力に関する協定（日本毛織株式会社）

加古川市（以下「甲」という。）と、日本毛織株式会社（ニッケパークタウン）（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、加古川市内に地震、風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、被災者救援に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災者救援に際し、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 甲が乙に協力を要請する事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙の施設の駐車場等を一時避難場所として提供すること。
- (2) 乙の施設において、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の施設において、テレビ、ラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。
- (4) その他甲が必要と認める事項で、かつ乙が対応可能なもの。

（乙の協力）

第3条 乙は、第2条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに支援活動を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく支援活動に要した費用は、乙の負担とする。ただし、乙が支援活動を実施するにあたり、甲の指示により、物資等の調達を行った場合、調達に要した費用については、甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（情報提供）

第5条 乙は、支援活動中に覚知した被害状況等について積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

- (1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式2により報告するものとする。
- (2) 前号に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第7条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年1月28日

甲 加古川市加古川町北在家2000番
加古川市
代表者 加古川市長 樽本庄一

乙 加古川市加古川町寺家町173-1
日本毛織株式会社(ニッケパークタウン)
代表者 開発事業本部 SC事業部
部長 大跡秀男